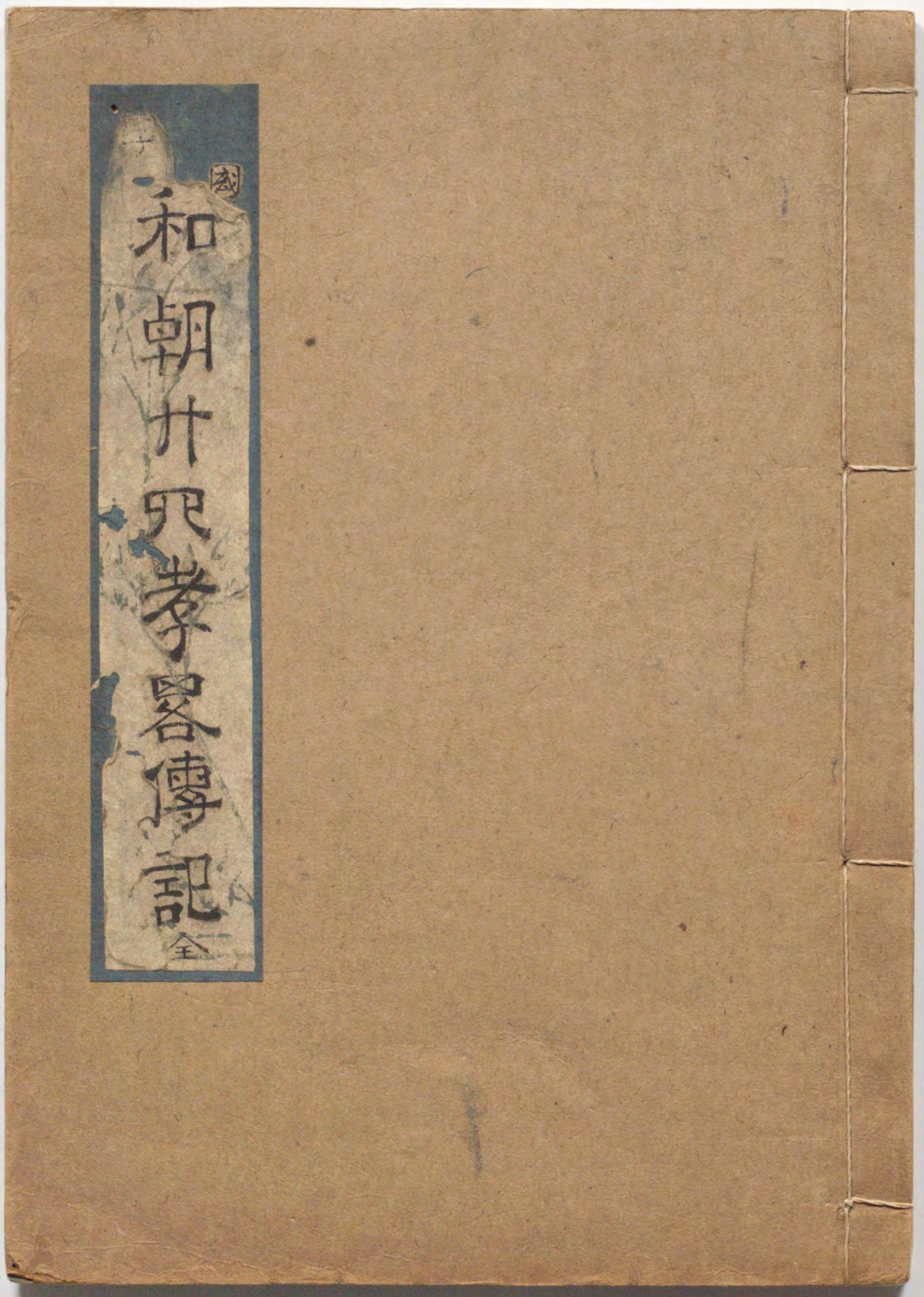
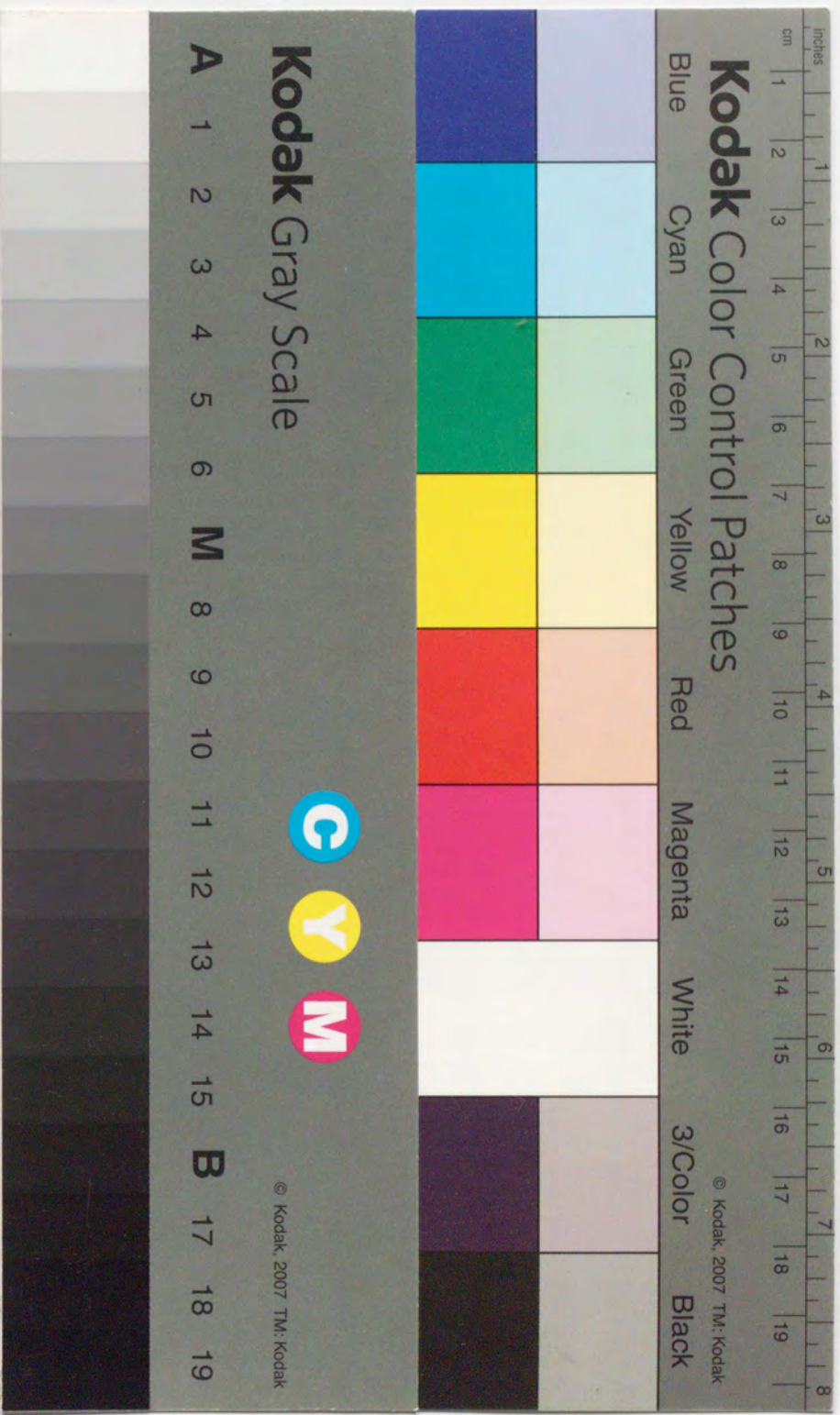




序



文孝之克人能事父母一或所
也名誠孝親之彰也孝能終至
也此是孝之必也君父之子國人
也成志也信之止而中矣不孝子
就親多矣世之信孝者不而終



孝人志緒を承け又家國神武に孝
を盡し父母を侍はるるを孝とせし
るは孝と古昔より元亨の末に
孝子成撫と名け廿四孝と表し
此帖何人の書と述るるは然る
否河内縣の孝子何某、十八歳に母を

成り簡括せし體に之を記しあるは
何れを記しある事甚く孝を感激す此
其の書は孝子何某、十八歳に母を
失ふを記しある事甚く孝を感激す此
只かく記しある事甚く孝を感激す
此二子姑く記しある事甚く孝を感激す

街の孝の要道は徳の標準なり
 孝の孝の要道は徳の標準なり
 孝の孝の要道は徳の標準なり
 孝の孝の要道は徳の標準なり

賞、西、中、海、子

子の菴

机月誌



和朝二十四孝略傳記

仁德天王

慈神天王第四の王子あり御孝り
 し世終ふよりとてあはれ御父帝に御遺
 勅より清中つゝいまだこの皇子を清代
 子にけりしとて御兄弟五小御佐成讓王
 あはれみしとて民能く育を止さるゝとてぬ

終に御國を識めざるはやまに製する
王唐國の毒瘴に御代年と詔傳し
御治せなりぬる

吉備兄媛

應神天皇に御后なり難波のなるをに
て遠き處のそとを給ふ深難なるを
くちんそ樂中とてやうて幸あや

言せ給ふ后の曰故さるの父母ありと
具しく我給ふとて思ひやりとて
やうの御代年とて泥給ふ事御父
母と慕ひせ給ふ御孝に我は誠しと
て吉備に御本國へ送らせし御を給ふ
養老孝子

雄略天皇の御代に淡路國本巣郡高民の子
なり元父常小孫と好より新成なりと

道ふて盲い風を雨雷をいふすゝ
きき目眩送るる或時山路ふまじい
岩道のふを踏ひくのえん目出た酒を
るる孝子歎の限なく家母滞り暫時
尔品を持ち此水飲入て成り父母より
り老も日々やく茶の酒なり孫を孝子と
御慰感ありと云應守ふ任せと巻光の
滝を名はふ又老と孫ありと皆

丈部三子

えとて王の御時海司の名猪源衆の御
尔子二男祖夫九十貳果二男安歌九果未
子乙凡七果各三子弟小孝仍なりと人の罷る
代よりいなりあるの儀を執つて宮所上
里難の止派おるふと打按は孝以深の志
あり禮事世派刑張るふとありやと
蘇我造媛

[illegible]

矢田部黑磨

光仁帝の御宇武藏国入間郡の人なり孝
心深く其父にはやうに孝へた人又母を養ふ
十六歳の時に其父が病気で死なれたとき
母を養つてゐる中母が亡くなりました
その時母を其父の墓の前で葬りしむ
と決めた其父の墓の前で葬りしむと
伴宿禰野継

征夷副將軍伴益建子何久又益建室

龜十一年從四位下叙又遷左少輔
位を割お給り爾の野建元年孝心深れぬを我
恥ず少海をるのを我思い心を痛免ふ我やり
一終ふ無常我矣一と入我恥辱我清く天
位下りる是を偏ふ孝のの志天道時ふ
必の孝いなりに皆人感一あつと終る
藤原衛

贈大長友原田廣之の才十男なり二年

小て母ふりれぬ五才なりと母上のあまる
我らにく終る痛くはらぬあまた人
のあまた長たるのあまた深く思ひ
終ふと孝心深れぬと我思ふ
孝心深れぬと人あいあるを
波自采女

稱徳王の御宇對馬上縣郡の人なり母
尔孝心を終る貞実の婦なり不幸なり

夫小女やくしきぬこもや〜福も慕も
能くありき一は望〜や〜二大平
子久之は父母身中〜く母墓の邊に菴を
ひすい親族多うその孝をばさる儀なり事
奏す小女一帝御威なりとる〜
久〜女名我廣らるをばさる

紀夏井

從の佐下紀若岑の子あり仁壽帝の位

公中無小女は孝りたり事たるが
先夫入る事入獨りの母とては此世深
く死後をばさる道ある暉なり
納二年のくも世ふもはふや〜
新〜りりそき道ある暉なり

小野篁

小野長岑の子たりて長九年岑おる後永和
五年遣唐使の時母に事成おる病なり

稱一、道より海にふりて隅波國二海に飛せし
 體小其母小きくして水汲新なり時老のたれ
 とおとく分は眠病なりをいへば一説には孝
 深きこと御感ありて聖天子百人のさし禮
 冬誠從三位小弼也これ終る家柄は大儒
 歌謡よくて其名後代に残りて

丹生弘吉

若狹至遠お郡の農民なり幼く父をおく

禮母小孝哉尺々ゆるる國民小超ゆる遠く
 可々父の墓所へとありて存心せり
 又母の心哉なくとも存心せり
 王道を小福ひありて如の回圃風旱而虫
 能痛をなく豊熟せり此事大内平時福
 其圃を存りて存心せり

難波部安良女

お正免は筑前国の人ゆゑ幻より父母を孝

乃ち母を母とせしむる所一語の虚我
拂ふをこそ其悲慕の支限あり十六歳を
同国宗像館長海屋の書とるを其母とて
夫を其母とせしむる人あり其母とて
其母とて二度母とて孝貞とていふは
國君も其母とて二級を授け貢納をせしむる
大江舉用

大江匡衡の子なり母赤海女に生れ申す病は

予赤海女に生れ一語の新折とて欲て人
を其母とせしむる人あり其母とて
其母とて二度母とて孝貞とていふは
國君も其母とて二級を授け貢納をせしむる
大江舉用

隨身公助

東に奈大政大臣の御鷹飼武則の男也常
小孝のの名あり式時公助公近馬場の宗
らと射るなりなりなりぬの人中や父義和
公助哉やん小打擲するや少も動る
后と打ちなりなりなりなりや傍の人
父の怒るなりなりなりや蹟に信を
なりなりなりなりなりなりなりなりなり

答へるなりなり孝國中へ廣く称へば
橘氏抄冲

橘逸勢の娘なり父を殺さる伊豆國に流さる
娘なり父の御代に母を慕ひなりなり
遠江路に近歩痛くなりなりなりなり
なりなりなり名代抄冲と改葬なりなり
なりなりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなりなり

都ふし一葬みせらるるは沖の孝を述ぐ
伴直家主

安房国安房郡の氏とて孝のの名あり
父母終るゝ海口を味成食せし其の哀を
て哀て二歌の海を木とて造り清朗ふあり
久し終るの終をちて終す。る世より
子其のゝ終ふ大内一皆終る位成終り
終く貞と久とゝゝ終るゝやあり

信品孝兒

信濃國河東一子と終る其の終る事
より終の書成定ゝ終る世終るゝゝ
の男とて女とてゝ終るゝ終るゝ
女とてゝ終るゝ終るゝ終るゝ
手終るゝ終るゝ終るゝ終るゝ
手終るゝ終るゝ終るゝ終るゝ
手終るゝ終るゝ終るゝ終るゝ
手終るゝ終るゝ終るゝ終るゝ

とて清く正しく兒に實誠なるもの 継母大感
——心改歌——て兒ふまゝ。 信濃守
市を治るけ——地を治るる時とあや
うにふ 兒に——て 信濃守その京
——とや——とて清く正しく
とて清く正しく 継母の飛を張るいつ
直に清く正しく 継母の飛を張るいつ
佐紀民置

大和國佐紀とて市の民を道氏の娘を
因郡忌寸果安の妻を張るるもの——て夫
おとけりけり 自ら清く正しく 継母を
——とて清く正しく 継母を
多かれども——とて清く正しく 継母を
人々へ教理の道を——とて清く正しく 継母を
おとけりけり 自ら清く正しく 継母を
——とて清く正しく 継母を

後を慕ふ辭しつゝふとあつたふす
父の志はあつたふと家へ歸るとは
其の旨とて初めとて思つてゐた
し御考の道のお極まりの處

薩摩福依女

仁壽帝の法代薩摩國民女娘なる
父母死て少小病を福依女とて
思ふにけりとも人ふ思ふにけり
のあつた處

て思ふにけり二十五年なる
し思ふにけり父母死て
て思ふにけりとも人ふ思ふに
帝少小病を福依女とて
思ふにけりとも人ふ思ふに

楠正行

左近衛公成の長子なり父正盛
其時自害せんとせし時父

の志あるは母の心あるをもちて
死を止むたをを励せしる天下の自然
なるを武尊帝所感すしる海の内侍
とそやんやとあるをねんやと歌
魚がらふしる歌ふ 山をも紫なる
らふ魚くもあふ身のならぬ我らと
結しんやとて辞しむと文は将も
父の志を成さす力あるを命しる名

後代小暉りり

後三条院

帝は太子は清和より治者なるあり
しはるる北斗星はあやうきねん
いなる所なりしとあるをたまたま
や成る法師とねんを白王子と
るせしむる御父帝の法代十世ある
新なるやいなるは成いしるなり

たゞし罷居く思ひ侍りぬる人のあはれ
しやとこそ此の世に侍り侍る
こそ世に侍りぬる人なり侍る
心あり侍り



おる杯長

奉呈

平賢隆君

机右

60



